

2024年11月26日

鹿児島県知事
各種行政委員長 殿
県立病院事業管理者

2025年度予算編成に関する要求書

鹿児島県議会県民連合
会長 ふくし山ノブスケ

目 次

総務部関係	2
男女共同参画局関係	4
総合政策部関係	6
観光・文化スポーツ部関係	7
環境林務部関係	8
保健福祉部・県立病院局関係	11
子ども政策局関係	13
商工労働水産部関係	14
農政部関係	17
土木部関係	20
危機管理防災局関係	21
出納局・人事委員会関係	23
教育委員会関係	24
警察本部関係	26

はじめに

県政の推進・発展のために日頃からご尽力いただいている執行部の皆さんに敬意を表します。

コロナ禍が収束して一定の期間が過ぎましたが、各種調査において人々の生活はコロナ禍以前の生活を完全に取り戻しているとは言い難いとの結果が出ています。コロナ禍において制限された生活が長らく続いたことによる影響は少なからずあり、それらを踏まえ今後の県政の推進を図っていくことが必要です。

さて、地方制度調査会から岸田総理（当時）に対し「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方」に関し答申がなされ、大きく3点について示されています。

一つに、「デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応」として、急速な人口減少で、人材不足が深刻化し、経営資源が制約される中で、地方公共団体が職員等の業務シフトにより、より質の高い行政サービスを提供していくために、デジタル技術を活用し、地方公共団体と住民との接点や内部事務、意思形成における業務改革を飛躍的に進める必要があること。

二つに、「地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携」について、DXが進んだ社会でも、保健、福祉、教育、消防等のサービスや、住民が物理的に利用するインフラ・施設等の設置管理など、物理的な空間において対応する業務は引き続き重要であることから地方公共団体と住民の接点が必要で重要であること。

三つに、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」として、近年、広域かつ甚大な風水害が頻発し、また、大規模地震も相次ぐようになるなど、これまでの経験に基づく備えでは対応ができない事態が見られるようになっていることから、的確な対応が可能となるよう万全を期することを求めています。

以上については、本県としても今後の県政推進における基本認識として共有しなければならないと考えます。

本県の景況については、消費関連が堅調のようですが、一方で雇用情勢や観光関連、畜産関連の一部で弱含みの動きが見られ景気回復を感じるには至っていません。県民の暮らしの面では物価上昇の影響が顕著であり、政府が支援しているのは、電気・ガス代、ガソリン、灯油などエネルギーに限られ、食料品等には影響力を行使できていないことから国への要請を含め対応に努めていただきたいと思います。

少子高齢化による人口減少、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備、高齢者や女性、障害者、子ども等の課題対応、鹿児島の「稼ぐ力」の向上をはかり、「誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島」の実現、県警察の信頼回復等々、課題山積の県政です。県民の声をしっかりと受け止めて暮らし向上に資する予算編成を期待いたします。

各部局に係る「2025年度予算編成に関する要求書」をここに提出致しますので十分な措置をお願い申し上げます。

総務部関係

- 1 国庫補助金等の情報収集に努め、全庁で情報共有できるしくみを作ること。各課は補助金等を積極的に活用し、自主財源の歳出軽減を図る事業推進に努めること。
- 2 少子高齢化対策、地域交通対策等の必要財源を的確に把握し、これに見合う一般財源が確保できるよう要請すること。また、地方交付税の法定率の引き上げと税源移譲の促進など地方分権に寄与する適切な財政政策が講じられるよう要請すること。
子ども・子育て関連施策、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに的確に対応するための社会保障関係予算の確保に努めること。
- 3 行政財産である建築物、住宅、学校、社会福祉施設、水道、生活排水処理施設などの耐震化、老朽化対策、長寿命化に必要な事業費を確保すること。老朽化対策に伴う各地域振興局の支所等の統廃合については、支所・駐在機関の果たす役割、感染症対策の地域拠点としての保健所の役割を認識し、さらに地域の実情、地方創生の観点等にも着目して総合的に検討し、拙速な統廃合を行わないこと。
- 4 県職員の賃金は、職務の級の最高号位に多くの職員が位置付けられていることから、最高号給を引き上げる方策や昇格に値する役職を増やすなど、職員のモチベーションが低下しないように職務職階級制度の運用の改善に努めること。会計年度任用職員のうち、長期間恒常に任用している資格を必要とする職種については、基幹的業務として位置付け、任期の定めのない職員として採用すること。
- 5 安心して働く職場環境の整備について
 - (1) 慢性的な超過勤務がある職場は、所属長などによる実態の把握・業務内容を精査するなどして原因を検証した上で、適正な人員配置・特定の職員への業務の偏りをなくすなどして改善を図ること。
 - (2) メンタルヘルスになる主な原因に「職場での人間関係」や「職場環境・雰囲気」が考えられることから、職場ごとに分析し改善が図られるよう取り組むこと。加えて、ハラスメントは許されないものとして、庁内ガバナンスを徹底すること。
 - (3) 再任用職員や定年引上げ職員に対しては、個別に聞き取りするなど配慮に努め、中途退職に陥らないよう対策を講じること。
 - (4) 労働環境に係る労働安全衛生法令を遵守し、職員にとって働きやすい職場の整備に努めること。
- 6 道路の維持管理業務における民間委託は、これまでの委託費と実績を分析し、地域ごとに直営と民間委託での費用対効果の検証を行うこと。研究業務における現業職員の存在の可否についても職場ごとの検証を行い、研究員への業務負担増、県民サービスの低下につながらないよう必要な対策を講じること。

- 7 指定管理者制度の実施は、各施設等の担当課において積算根拠を明確にした上で、物価高騰を勘案し適切な額を設定すること。
- 8 都市部への進学は保護者の負担が大きく、地元の大学の存在は重要である。地元での進学先をどう確保するか、という観点からも県立短期大学の充実が求められている。魅力ある県立短期大学に向けて、有識者を交えての「魅力ある県立短期大学づくり検討委員会」を開催しているが、卒業生、高校生、保護者に加えて教職員の意見の聴取が不十分であるとの指摘がある。県立短期大学の四年制化も選択肢に入れ、県民に選ばれる魅力的で持続可能な高等教育機関として、そのあり方に広く県民の声を反映させよう努めること。

男女共同参画局関係

- 1 世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数 2024 の日本の順位は 146 カ国中 118 位（前年 125 位）、また都道府県版ジェンダー・ギャップ指数による鹿児島県の順位は、4 分野中 3 分野（政治・行政・教育）が顕著に低い。それぞれの項目につき課題を把握し、第 4 次鹿児島県男女共同参画基本計画を着実に推進すること。国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）からの日本の女性政策に対する最終見解の勧告を踏まえ、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの促進等基本計画の目標にない課題にも積極的に取り組むこと。また、高等教育への進学率の低さの是正に取り組むこと。
- 2 市町村における男女共同参画推進条例の制定や管理職（課長相当職以上）・審議会等委員への女性の登用について、県全体で取組が前進するよう支援・助言を積極的に行うこと。
- 3 「県女性活躍推進計画」の期間終了が令和 7 年度にせまっている。新たな計画策定に向け、現行計画の課題の洗い出しを行った上で、より加速度的・多面的に、処遇改善を含めた数値目標を再検討し、推進を加速することすること。一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした「えるぼし」認定の促進や、企業が積極的に女性の活躍推進に取り組むインセンティブを設けるなど計画の実効性を高める施策を検討すること。
- 4 困難な問題を抱える女性の支援法の施行にあわせ、一時保護の要件の見直しなど、支援対象者に寄り添った支援の在り方を見直すこと。それぞれの部局にまたがる支援制度を、Web サイト上の案内や電話応対など、相談者の目線からわかりやすく相談しやすい体制に整えること。女性相談支援センターや男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター等各機関の人員体制の補強整備、処遇改善および関係機関との連携強化に努めること。
- 5 悪徳商法や詐欺の手口は、年々複雑化・巧妙化が増している。消費生活センターにおける消費生活相談員は、消費生活相談員資格（国家資格）が必要で、日々情報収集等の研修や自己研鑽に勤しんでいる。しかし地方消費者行政推進交付金の終了により消費生活相談員が減員されサービスの低下が懸念される。県の責任で消費者行政の財源を確保し、機能強化を図ること。
- 6 令和 4 年 3 月に制定された「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2 次改定）」の着実な推進を図るため、人権教育については、関係部局と連携し、あらゆる機会をとらえて、研修や授業を行うこと。

- 7 引きこもり支援について、不登校児童生徒や若者に対して不足している居場所づくりや相談支援体制をさらに拡充すること。また、中高年の引きこもり者の孤立化・困窮化を防ぐために、相談体制の充実、特に家族に対する支援、居場所の確保や焦らず着実な就労支援など、民間を含めた関係機関と緊密に連携しながら複合的な支援に取り組むこと。
- 8 フードバンクは、食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援・孤独孤立対策からも重要な役割を担う。フードバンク活動団体の課題としては、物資供給元の確保・保存場所・保存庫（冷蔵・冷凍）の整備・運搬手段・仕分けや配布のための人手などが挙げられる。また、他地域団体との情報共有や、支援対象者を行政サービスに繋ぐといった関係機関との連携も欠かせない。金銭的な支援や国の補助事業等のアシストとともに、廃棄されようとしている食品と食品を求める困窮者とを繋ぐシステムづくりが一番の課題であるため、県が主導して、活動の認知度の向上と食品提供事業者とフードバンクの橋渡し・県内のフードバンク活動団体の取りまとめを急ぐこと。
- 9 県における刑法犯の検挙者のうち約半数が再犯者である。地域とのつながりを持てるよう居住支援を強化すること。就労の確保については、多様な業種に雇用してもらうためのインセンティブを検討すること。高齢者又は障害者等への支援のために、民間を含めた関係機関等との連携強化、相談支援体制の整備を行うこと。また、加害者家族支援・加害者更生プログラムについても研究検討し、第2次鹿児島県再犯防止推進計画であげられた課題に全力で取り組むこと。

総合政策部関係

- 1 全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を国や在日米国大使館に、2度提出しているが、提言内容が実現したとは言い難い。馬毛島整備や特定利用空港・港湾などの指定が進められる本県の知事として、日米地位協定の抜本的見直しなど、米軍基地負担の軽減へ向け、引き続き全国知事会において取り組むよう、リーダーシップを發揮すること。
- 2 馬毛島の自衛隊基地建設計画が当初計画より、3年遅れて令和12年3月末の予定とされたが、工事の長期化により隣接する種子島での住民生活や島の産業に与える影響が甚大となっている。県として、地価・家賃高騰、第一次産業従事者の人材確保、交通量増加・事故や犯罪の懸念など、地元市・町とも十分協議の上、国に対して個別具体的の対策を早急に求めること。
- 3 交通事業者から県立高校で運行するスクールバスの廃止や路線バスの減便・廃止の検討・運行終了等が示されるなど、厳しい環境にある公共交通の維持・移動手段確保は喫緊の課題である。地域公共交通計画を策定したものの、具体性にかけており、交通事業者など地域の多様な関係者と連携し、本県の実態に即した持続可能な公共交通の維持が図れるようにすること。また、関係機関や事業団体等と連携し、交通運輸産業における人材確保に向けた施策を進めること。
- 4 生活物資の多くを島外からの移入に頼っている離島では、昨年の台風6号で、海上輸送や空の便がストップし、ガソリンや医薬品等の不足が発生したように、住民生活を維持するための生活物資のストック機能の強化が求められている。冷凍・冷蔵機能を備えた施設の整備、血液製剤を含め医薬品の確保など十分な対策を講ずること。
- 5 小水力やバイオマス、地熱発電など地産地消可能な再生可能エネルギーを促進するために、かごしまグリーンファンドの推進等、自立・分散型エネルギー導入支援を促進すること。また、蓄電池を併設した再生可能エネルギー事業所の目標数を設置し、市民と自治体との再生可能エネルギー事業を促進すること。
九州電力に対して蓄電能力を増やすよう要請するとともに、送電網の回線開放数を増やし再生可能エネルギーの比率を増やすよう要請すること。大規模太陽光及び風力発電事業については、その立地条件を詳細に調査した上で、地域住民の住環境破壊につながらないよう配慮すること。

観光・文化スポーツ部関係

- 1 県の基幹産業である「観光関連産業」の従事者の待遇改善は、人材流出を防ぎ、担い手不足を解消し、県民所得の向上、人口減少対策に資するものである。「観光立国推進基本計画」の戦略のひとつである持続可能な観光地域づくりの推進による従事者の待遇改善を、現在策定中の次期鹿児島観光振興基本計画に位置付けること。
- 2 全ての観光客がストレスなく快適に観光できる環境の整備は、県民生活にも資するものである。公共施設等のバリアフリー化や無料公衆無線 LAN 環境、わかりやすい案内標識等の整備等、引き続き強力に促進すること。

特に公共交通機関については、県民からも利用しにくいと声が上がっている。各事業者と協力し一致団結して、Web 上の案内や乗り場案内・時刻表などわかりやすく利用しやすい公共交通機関づくりに全力を挙げること。
- 3 訪日外国人獲得のため、YouTube・Instagram 等へ PR 展開するためのストーリー性のある動画を作成するとともに、安心して鹿児島を周遊できるよう、通訳ガイドなどの人材育成や Web 上の観光案内など受け入れ態勢を充実させること。
- 4 大型クルーズ船等の受入れについては、限られた滞在時間中、多様な鹿児島の魅力に触れることができるよう、受け入れ地域と連携して寄港地観光メニューのさらなる造成に取り組むこと。また、渋滞解消にも資するよう、フェリーや高速船、浮桟橋の活用など交通網の整備を図り、県内の回遊性を高めること。
- 5 旧集成館・関吉の疎水溝・寺山炭窯跡などの明治日本の産業革命遺産群と併せ、歴史観光拠点として黎明館と御楼門をはじめとする歴史・文化ゾーンに、大型クルーズ船等から降りた観光客を誘導する仕組みを整備すること。
- 6 貸切バスの燃料油補助は引き続き継続すること。また、バスガイドについては、時期的な需要の偏りがあるため、閑散期の活用について観光ガイドでの活用など、検討を進めること。引き続き、関係省庁・県観光連盟や県教育委員会等と連携し、バスガイドの活躍の場である団体旅行の促進に取り組むこと。
- 7 文化的な薰り高い鹿児島形成事業の予算を拡充すること。霧島国際音楽祭については、より県民にとって身近で親しみやすく誇れる音楽祭になるよう、県民が触れる機会を増やすこと。また全国からの音楽ファンの観光誘致に活用すべく観光業界と連携すること。
- 8 スポーツコンベンションセンターについては、県民が納得する体育館を整備すること。

環境林務部関係

- 1 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場については、県議会における情報公開と説明責任などの付帯決議を堅持し、県として安全性を確保した施設運営に責任を持つこと。

県内唯一の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の設置趣旨や目的を逸脱するような、施設の運用（一般廃棄物の受入）は、もはや、計画期間の埋立容量（15年間・60万t）に主眼が置かれ、県内の産廃施策にも支障が出てくる懸念を包含しており、土地の借用期間延長や埋立期間延長も検討した「総合的な勘案」が必要ではないか。また搬入関係自治体に対して指導・助言等を行い、本県の産業廃棄物行政にかかる計画の「見える化」に一層取り組むこと。

エコパークかごしまは、廃棄物60万トンを15年間で受け入れるという計画期間が残り4年となった。県からの借入金59億円に対し、昨年度初めて2.45億円の償還が行われたが、決算特別委員会で県執行部から、「今後、借入金56億円余の残債について全額償還は厳しい」という趣旨の発言があった。議会や県民に対する重大な背任行為と受け止められることから、エコパークかごしまの経営問題や、償還計画についても県民の前に今後の見通しも含め公表すること。また、県環境整備公社の施設運営や搬入確保等の経営的発想を強力に指導・助言すること。

- 2 世界自然遺産屋久島の自然環境の維持と適切な入山規制や制限で持続可能な自然遺産の管理に努めること。一方、台風災害による縄文杉などの災害対策はもとより、登山道の整備や避難小屋改修・山岳トイレの充足が指摘されており、国・県・屋久島町と連携した管理を行うとともに、引き続き世界自然遺産奄美・屋久島のクルーズを含む周遊コースの開拓と、両世界遺産のブランド力アップに取り組むこと。

また、屋久島町が導入した「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金制度」の円滑な運用について適切な指導助言にとめること。

- 3 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録から3年が経過した。今後世界自然遺産登録効果の有効活用、最大化を目指すことが求められるが、希少生物のロードキル対策や外来種駆除、継続的自然環境保全などの意義や価値を高めるためには、遊歩道（登山道）ゲートなどの老朽化対策や外国語表記の案内標識が足りない等、未だに多くの課題がある。特に今後、観光客の増加が見込まれることから、受け入れ体制の構築と合わせ、財源確保を図ること。また、保護と活用のあり方について認識を高めるべく啓発活動を継続すること。

- 4 平成29年12月に県議会が提案し制定した「かごしまみんなの森条例」の趣旨を活かし、森林資源の有する多面的機能の保全と森林資源の循環利用の促進など林産業の振興に努めること。

- 5 「鹿児島県森林・林業振興基本計画」における、令和10年の再造林計画目標、1,200ヘクタールを達成するため策定した地域ごとの実施計画「未来の森林（もり）づくり推進プラン」を実効性のあるものとするため、推進体制を強化すること。国に対して、市町村とも連携し森林環境譲与税を有効活用した助成制度等の創設も視野に森林保全施策を講じること。また林業担い手の確保・育成に係る事業の充実と、賃金・労働安全衛生など就労環境の改善については、不断の努力を行うこと。
- 6 県土の保全、水源のかん養など全ての県民が享受している森林の有する多面的、かつ公益的な機能の重要性に鑑み、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する財源である「森林環境譲与税」をさらに有効活用すること。
- 一方、「みんなの森づくり県民税」の使途にあたっては、活用可能な補助事業などの積極的導入を図り、真に対象外の事業に特化した事業を推進すること。伐採跡地における再造林作業の効率化と苗木運搬などの重労働を軽減化するため、県民税を充当して、県内の各森林組合や林業事業体に対しスマート機器（運搬用ドローンのリース等）を計画的に導入・常備する体制を構築し、利用は有料を基本とし官民を問わず再造林の一層の促進を図ることを提案する。
- 7 「県公共建築物等木材利用促進方針」の活用目標や木造化基準に基づいて、全庁的な取り組みを積極的に進めるとともに、市町村や林業事業体、木材加工業者などと連携を図ること。また、木造ビルの建設に向けた直交修正板（CLT）の実用化を推進するとともに、県産材の県外への販路拡大や付加価値の高い木材製材品の輸出国の開拓・販売促進を強化すること。
- 8 本県では、再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電等）の立地計画が後を絶たず、近年の多様な災害が頻発する事態では、大規模な林地などの開発を伴う事業計画に対する近隣住民の被災意識が顕在化していることから、県が主張する「国の法改正や必要性を検討」などの悠長な姿勢は、県民の理解と説得力に欠ける懸念がある。今こそ、本県の台風常襲や豪雨頻発・シラス土壌などの立地環境を十分に加味し、県独自の規制を含む技術的指導と住民不安を払拭する「行政指導」の仕組みを持つ条例を制定し、開発と保全の適切な施策を構築すること。
- 9 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称盛土規制法）が令和5年5月に施行され、本県でも法の施行を受けて基礎調査や規制区域の指定を行うとされている。全国的には、19自治体（15%）が区域指定を終えているが、本県では規制区域案すら公表されていない現状である。こうした条件整備を迅速化するとともに、開発関係者へ新規制法の周知はもとより、許可済の未着手事業などを含め、新規制法の指導や助言を徹底し事業地周辺住民の不安の払しょくに努めること。

- 10 来春に開校予定の県林業大学校については、教育期間が1年と短く学生への負担が危惧されるが、カリキュラムなど綿密に構成し、学生の意見や教育環境（寮生活や学習環境・理解度など）定期的な意向確認など万全を期すこと。志願する学生の実態や県内の林業事業体や森林組合などの意向を捉えた「定数枠」など柔軟な対応を行うこと。
- 11 馬毛島の環境影響評価の調査対象であるマゲシカ保全策の実効性が問われている。森林伐採によりマゲシカの餌場の減少等のリスクを考慮すれば、先の個体数増加の調査は国・県民からは不可解・不信とのそしりを招きかねないことから、環境影響評価準備書時の知事意見の実効性を高めるため、改めて、十分な調査を行うよう国に求めること。
- 12 猛毒のダイオキシンを含む2, 4, 5-T系除草剤が、半世紀も前から15道県42市町村の山中に、計約26トン埋められたままになっている。本県においても、肝付町、湧水町、伊佐市、南九州市、屋久島町に今も尚、埋却状態であり、豪雨による土砂崩れなどの影響による流出が懸念されている。林野庁に対し、引き続き一刻も早い撤去を求める。
- 13 市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区域内の一般廃棄物の処理を行わなければならないが、一般廃棄物処理施設はランニングコストの増や新・増改築に関する莫大な負担が財政圧迫の一因となっている。一方、一般廃棄物処理技術は民間を中心に技術革新が進んでおり、有機物を混同して投入し、短時間で高温・高圧蒸気で処理する技術や、家畜排せつ物の固形・水性肥料化などに効果的な処理過程で水素化合物を分離する技術など、脱炭素社会に適応した実証プランも出現している。こうした民間技術や知見を最大限習得・研究して、自治体への指導・助言を積極的に進めること。

保健福祉部・県立病院局関係

- 1 重度心身障害者医療費助成制度が7月から自動償還払い方式になったが、現物給付（窓口無料化）ではなく、あくまでも受診時に支払いをしなければならず、現金が手元にない方の受診控えの解消にはならない。重度心身障害児（者）が県内どこに住んでいても、いつでも安心して医療が受けられるよう、「現物給付方式」による窓口負担無料化を早期に実現すること。また、自動償還払いと同時に所得制限が導入されたが、所得に応じた累進課税は課せられており、重度心身障害者医療費助成の適用要件に課すこと自体が問題であり撤廃すること。
- 2 医療的ケア児等支援センターにおいては、医療・保健・福祉・教育など多くの分野にまたがる相談へ一元的に対応するとともに、地域の医療的ケア児等コーディネーター等の育成強化を図ること。そのためにも委託費用等の増額でセンターの人員体制等の強化を図るとともに、県が主体となって関係機関との連携体制の構築、支援の円滑な調整を図ること。また、訪問看護師の人材育成や、保育所や学校等などへ出向いての研修等の支援も行うこと。
- 3 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・手話通訳設置）は、実施状況で市町村格差が依然として生じている。県内どこでも必要なコミュニケーション支援が実施されるよう、人材育成と市町村への支援体制を強化すること。また、「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、条例の普及啓発やろう者への理解促進と手話通訳者の人材育成など、手話の普及等に関する各種施策に取り組むこと。その際、ろう学校の教員等の教育課程に携わる者への手話習得に関する研修等は公費で負担すること。
- 4 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」については、県民の認知度について検証し、事業者を含め広く県民の方々に理解促進を図ること。また、ハード・ソフト両面にわたり、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた一層のバリアフリー化に努めること。特に、商店街や公園、駅など広く県民が集う場所については現状把握と対策を各自治体と連携して進めること。
- 5 今年度から始まった医療・福祉・介護職員等処遇改善加算がベースアップにつながっているのか調査を行い、処遇改善が医療や福祉、介護人材不足解消に寄与しているか検証を行うこと。また、すべての医療機関や福祉・介護・保育施設に行き渡る物価高騰支援策を講じること。さらに、2025年には、国民の約3人に1人が65歳以上、約5人に1人が75歳以上となる現実の中で、医療・福祉・介護に携わる外国人在留者の労働環境や賃金実態などの把握に努め、外国人材の定着率の向上につながる支援策を講じること。

6 県立病院の医師及び各部門の人材不足は顕著になっている。特に、薬剤師の中途退職増や看護師及び検査技師等が定員に満たない状況の中で、恒常的超過勤務や体調不良に陥っている職員も増えている。賃金労働条件の改善や異動のあり方を見直すなど県立病院が選ばれる職場となるよう対策を講じること。

また、離島やへき地へのオンライン診療やICTを活用した遠隔診療を拡充し、地理的に条件不利な地域に対する支援を推進すること。そのための更なる予算確保を行うこと。

7 難病患者の診察等において、AI・ICT技術を駆使して離島やへき地で生活している方々の地理的負担の軽減を図ること。

また、多額の医療費負担が生じているが、診断がつかず、指定難病医療費助成の対象とならない方がいることから、指定難病の研究を進めていくよう国に働きかけること。

子ども政策局関係

- 1 鹿児島県内どこに住んでいても、子どもたちがいつでも安心して医療が受けられるよう、未就学児に限らず子ども医療費助成制度「現物給付方式」による窓口負担無料化の対象者の拡充を図ること。
- 2 県内4つの児童相談所においては、児童虐待通報の増加に鑑み児童福祉司や心理士等の更なる増員と職員研修の強化を図るとともに、福祉専門職としての採用枠を増やすこと。中央児童相談所の一時保護所建設については、在り方検討委員会の報告書や職員、有識者等の意見はもとより当事者の子どもたちの声を反映しながら建設を進めること。また、他の児童相談所における一時保護所の設置も検討すること。
- 3 「新しい社会的養育ビジョン」では、社会的養護が必要な子どものおよそ8割が施設入所している現状を踏まえ、より質の高い里親養育への委託を推進している。現在、里親支援センター設置運営事業が取り組まれているが、南さつま市に1つだけの設置となる見込みである。人的にも地理的にも県内一円を網羅するには無理があると思われることから、県内への複数設置を進めること。
- 4 こども基本法では、子ども施策を推進するに当たっては当事者らの意見を聞くことを国と地方自治体に義務付けている。常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもまんなか社会の実現に向けた取り組みを全庁的に考えること。例えば、各審議会に学生や若者、子育て世代を選抜する、子ども議会を開催して意見を聞くなど、子ども政策局が中心となって、当事者らの意見を聞く場の確保に全庁的に取り組むこと。
- 5 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して当該児童の居場所となる場を開設し、学習サポートや食事の提供、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業所に対して、国は「児童育成支援拠点事業」を創設し各都道府県に通達している。鹿児島県においても、第三の居場所の設置の推進に努めること。

商工労働水産部関係

- 1 全国的に各都道府県と国の行政機関などが連携して、「価格転嫁の円滑化に関する協定書」の締結が進められている。本県においても、国や経済団体、労働団体等と意見交換会を実施するなどの動きはあるが、九州内でも本県のみが協定書を締結していない。99.9%が中小企業・小規模事業者である本県にとって、円滑かつ適正な価格転嫁の実現は賃上げのみならず、生産性や付加価値の向上など県が提唱している「稼ぐ力」に繋げるための原資を確保する上で必要不可欠なものであり、一日も早い締結の実現を図ること。
- 2 経済団体等と連携し、下請け企業との望ましい取引慣行の遵守等に取り組むことを記載した「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数は増加しているものの、公正取引委員会や中小企業庁の調査結果で浮き彫りになったように、宣言の趣旨が取引現場に十分に浸透していない企業が存在する実態がある。実効性向上に向け、県、経済団体、労働団体、金融機関等の連携をさらに強化すること。
- 3 本県産業が長期的・持続的に発展するために、大多数を占める中小・小規模企業の新事業展開やデジタル化・脱炭素化の実現に向けた取組強化、本県経済を支える新産業の創出と発展の基盤を作り出すための施策を実施すること。产学研官、金融の連携を図り、起業に向けた機運の醸成・スタートアップとイノベーション支援のための施策は必須であり、様々な県独自の施策の展開と国の支援を機動的に導入する取り組みを強化すること。また、今後市場拡大が期待されるドローン事業や宇宙事業などの新事業においても、支援の強化を図ること。
- 4 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、県民の福祉の増進に寄与することを目的として、公契約条例の制定へ向け具体的な検討を行うこと。また、公契約においては、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入とすること。
- 5 あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やビッグデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図ること。また、新しいビジネスモデルの創出を促進するためにも外国人の採用など図るとともに、デジタル社会を担う人材を育成すること。
- 6 新型コロナウィルス感染症により業績が悪化した県内企業の支援制度であるいわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化しているが、約1割の企業においては返済が厳しい状況にある。実態を把握し、県独自の支援策である伴走支援型借換支援資金等を活用

し、支援を継続すること。

- 9 本県における人材確保・育成に当たっては、今年度から県外大学生等を対象とした県内企業の見学会の実施など行っているところであるが、まずは、県内の高校生や大学生等への働きかけを積極的に行い、県内企業の魅力をもっと発信すること。また、地域産業、行政との産学官連携による人材育成を図るための施策を積極的に展開すること。
- 10 職場におけるカスタマーハラスメントやパワーハラスメント等の様々なハラスメントの根絶を図るため、事業者に対しては労働法令の周知を徹底し遵守させるよう働きかけること。働き方改革関連法の遵守に向けて鹿児島労働局と連携した監督体制の強化を図り、若年層や女性などが働きやすい職場環境の整備を行うこと。
- 11 外国人労働者については、技能実習制度の目的を踏まえつつ、「かごしま外国人材受入活躍推進戦略」に基づき、送り出し国との関係構築に引き続き取り組むこと。さらに、外国人労働者等の相談体制の拡充やコミュニケーション能力を高めるための日本語教育への支援を強化し、外国人労働者が安心して働く環境を整備していくこと。
- 12 本年4月施行の改正障害者雇用促進法により、事業主は過重な負担にならない範囲で障害者への合理的配慮が義務化された。事業主に対しては法施行の周知徹底を図り、改正に伴う支援制度の充実強化を図ること。特に、障害者の受け入れ実績がない企業に対する雇用支援及びアフターフォローの強化に努めること。また、「もにす認定制度」の認定によるメリットの周知と認定拡大を図ること。
- 13 県は、2030年頃には一部地域において再エネ由来水素サプライチェーンの構築を図り、FCモビリティが水素ステーション周辺地域で普及拡大することを目標としている。現在、水素発電に前向きな企業を集めた意見交換会が開催され、志布志市などと連携して畜産等の廃棄物から水素エネルギーを製造する具体化が検討されている。しかし、国への申請等についての知見に乏しく、各自治体や企業の動きが悪くなっているのが現状である。県は、主体的に各自治体や前向きな企業をバックアップし、スピーディーに水素社会の実現に向けた取り組みを行うこと。そのための予算を確保すること。
- 14 太陽光や風力発電、小水力発電やバイオマス発電など再生可能エネルギーの導入においては、防災や自然景観、野生生物、住環境の配慮、さらには地元住民の理解を最優先とし開発行為による自然破壊を防止すること。その際、地域共生・地産地消を意識した政策を最優先とすること。また、燃料電池や蓄電池の普及、さらにはLED製品等省電力機器の導入促進を図るためにも、製造企業や利活用企業との協力協定を結びながら、再生可能エネルギー推進県としての政策を強化すること。

- 15 本年10月に「半導体強化に不透明感」「SBIの宮城工場計画頓挫」との報道見出しがあった。本県の半導体等工場の誘致に際し、国際競争の激化や国際経済情勢の情報収集に努め、拙速な判断を行わないこと。
- 16 養殖ブリ・カンパチ等の国内最大の産地であるが、「漁業経営セーフティネット構築事業」など、国に対し支援制度のさらなる充実を求める。また、本県で生産されたブリ、カンパチの海外輸出を維持・継続することが重要であり、事業者や漁業者が行う輸出国の食品規格に適合するための資機材整備や冷凍・保冷の施設整備の支援策を拡充すること。
- 17 老朽化が進む水産技術総合センターの改修を検討すること。また同センターなどで取り組む種苗生産の技術開発と量産化のための研究・赤潮対策などの研究開発の促進と、それに必要な予算確保を国に要請すること。一方、新規漁業就業者の確保及び漁業への定着率向上を図るため、関係機関と連携し、漁業学校において行う各種研修に対する支援や長期研修体制の支援を充実させること。

農政部関係

- 1 農水省は、令和6年8月29日、食料・農業・農村政策審議会・第1回企画部会合同会議を開催し、新しい基本法の下で基本計画の変更を諮問し、今後、審議会では12回程度の企画部会及び地方意見交換会を経て、令和7年3月に新しい基本計画が策定される。かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針の改定に当たっては、国との新しい基本計画との整合に留意すること。併せて、新基本計画に基づく補助制度等の情報収集に努めること。個別数値目標の達成に資する取組を強化すること。
- 2 かごしま未来創造ビジョン〈改訂版〉の施策展開の基本方向「農林水産業の「稼ぐ力」の向上」に掲げた、人づくり・地域づくりの強化、生産・加工体制の強化、付加価値の向上、販路拡大・輸出拡大の各施策は、今後5年間の本県農林水産業の基本方針と捉え、主たる関係個別計画等における数値目標の達成に向けて、農業従事者や事業体への周知と共同の取組を強力に推進するための新年度予算の拡充を図ること。また、「かごしま未来創造ビジョン」を補完し、それぞれの地域における特有の課題や取組の基本方向などを示すものとして地域振興局単位で策定した「地域振興の取組方針（改訂版）」の農業部門においては、個別の地域特性を十分に反映したものとはいえない。地域ごとの営農形態や畠地かんがいなどの営農環境、作物の適地性、新規就農者の確保・育成等を十分に分析し、稼ぐ力の向上に確実に寄与する事業の実施予算を確保すること。
- 3 農業経営基盤強化促進法の改正により、農地を貸したい農家と借りたい農家の間で直接農地の貸し借りを設定する「利用権設定」が廃止され、令和7年4月からは、農地中間管理機構（農地バンク）を介した貸借へ一本化される。中山間地域の多い本県では、耕作不適格や作業の非効率な中山間地や山間地域が取り残されている状況は、一向に改善される兆しが見えず、農地の貸借関係がさらに困難となることが十分に予想されることから、市町村と緊密な連携と指導助言を徹底した取組を強化する体制を構築すること。
- 4 新規就農者や認定農業者、集落営農組織等担い手の経営安定をはじめ、農地集積施策を積極的に推進すること。また、本県で特徴的な農山漁村地域の持つ多面的機能を十分に活用・発揮するため、日本型直接支払い制度に必要な予算確保と併せ、防災・減災対策など、農業農村整備事業が計画的に推進できる予算の確保に努めること。
- 5 依然として、牛肉の食肉需要が新型コロナウイルス感染前の水準に回復せず、肥育農家や食肉生産現場では深刻な経営環境にある。この間、肉用牛肥育経営安定基金（牛マルキン）の発動が継続している現状と基金枯渇の懸念、生産コストの高止まりなど、先行き不透明感が増幅し再生産意欲の喪失に発展、肥育・繁殖農家共に廃業が拡大している現状がある。本県畜産業にとって深刻な影響が出現しており、国に対して事業

継続に関する新たな支援措置の創設を含め要請を強化すること。

- 6 国際的な経済連携協定については、県の主要な產品である牛肉や豚肉などの関税が大幅に削減されることに伴う価格低下や生産額の減少など、本県の農林水産業への影響が懸念されている。こうした関係国との交渉状況や国内経済・国民生活への影響については、適時的確な情報提供を国に求めること。併せて、「総合的な TPP 等関連政策大綱」や「県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づく戦略的取組を強力に進めること。特に、「TPP 関税撤廃」を見据え、各生産者に向けた営農のあり方、対応策等の教育・研修体制を確立し、生産者自らの体制確立を支援すること。
一方、本県産の豚肉や牛肉など、対 EU 諸国への輸出拡大に向けた「攻めの農業」を一層強化すること。
- 7 農業県かごしまとして、各県が先行するスマート農業を見据え、「鹿児島県スマート農業推進方針」を具現化する施策を強力に推進するための予算を計上すること。また、本県唯一の農業教育機関である農業大学校や県内各支場を活用した農業用ドローン等の資格取得・実務研修体制を構築すること。また、操縦資格がメーカー機種ごとの要資格の課題もあり、国交省などへの資格統一など要請を行うこと。県立の試験研究機関や農業系高校の高度・高等化の教育をさらに推進し先進的な施設整備や研修機器の充実を図るための予算を確保すること。
- 8 農業用資機材の高騰は県内の生産者にとって大きな負担となっている。畜産や水産業にあっては、飼料高騰や燃油高騰に対する支援措置が講じられているところであるが、農業にとっては僅かに肥料価格高騰助成に過ぎない実態に置かれていることから県においては、その他の資機材（農薬・出荷用梱包材、マルチ等）の負担軽減を図る仕組みを構築し予算化を図ること。
一方、畜産業への影響が深刻な輸入原料に依拠した飼料原料から、国内自給飼料の調達に向け、種苗や育成研究と供給が求められている。県においては、国産自給飼料の供給に向け、中・長期施策を早急に構築すること。
また、中山間地域の耕作放棄地等を活用した「自給飼料」や「放牧飼養」などの実証研究を本県の特徴的施策として確立するため、施策の検討と併せモデル地域を指定した取組・研究を構築すること。
- 9 本県の畜産業を支える重要な担い手である家畜防疫員や食肉衛生検査員・獣医師の確保は重要な課題であることから、計画的な新規採用、人材育成と併せ、処遇の改善に向けた予算を確保すること。一方、肉用牛改良普及研究所や畜産試験場の研究員等の職員採用や人材育成・確保、施設整備など研究体制を充実すること。
さらに、深刻化している人材不足のなかで、研究業務を支える現業職員の役割は益々必要不可欠な存在となっている。各研究機関に現業職員の配置数とその確保に向けた努力を行うこと。
- 10 県内にはと畜場が 20 施設（1 施設は鹿児島市内、7 施設は離島）あり、厚生労働

省の統計資料では、令和4年度の検査頭数は、牛では都道府県別で2位、豚では1位となっている。ここ10年は、輸入自由化等の諸要因、口蹄疫・PEDの発生、新型コロナウイルス感染症の影響等により、牛はやや減少、豚はやや上昇傾向にあると報告している。また、県内での肉用牛処理施設については、13処理施設が稼働し、うち築30年以上の施設が5か所、残りの施設は30年未満とある。

県内の牛豚の肥育農家では年間に相当数発生する家畜の「事故やケガ」を緊急にと殺する必要が生じた際の「緊急と殺施設」の設置や増改築を望む声がある。こうした現状に鑑み、実態調査と関係者の意向調査などに取組み、課題を整理すること。

土木部 関係

- 1 道路・河川・港湾等の補修や雑草除去などの維持管理に関し、県議会議員への苦情・要望が絶えない。特に道路については、交通事故の危険性が高いと考えられる状況においても、「予算不足」を理由として、対応が遅い、もしくは対応をしないケースが地域振興局において散見される。管理者としての責任について、職員間での相互理解を図るとともに、維持管理予算の拡充及び計画的なメンテナンスの手法を検討すること。
- 2 公共工事の入札不調が増加しているため、激しい物価上昇にある現状を踏まえ、労務単価や資材等単価を年度内において定期的に調査・把握し、その適用をタイムリーに行うこと。また、その際、事業者からの意見聴取を適宜行い、実勢価格との乖離がないよう留意すること。
- 3 北薩トンネルの復旧について、工法や工事に問題がなかったかの原因究明について、必要な調査の予算化を適切に行い、早急な復旧に努めること。
- 4 県営住宅について、安易に施設の更新・長寿命化を行わないよう、人口減少や民間住宅の整備充実状況、市町村営住宅との棲み分け等を踏まえ、そのあり方について検討すること。
- 5 工業試験場跡地活用について、検討委員会内においても、会の意義が問われる場面がしばしば見られる。地域住民やバス協会の要望を踏まえ、速やかに検討委員会の議論の集約を図ること。
- 6 本港区エリアのまちづくりについては、これまでの議論で一定の方向性は見えてきたが、北埠頭等の十分に利活用されているとは言い難い状況がある。まちづくりの観点から、鹿児島市や地元経済団体等と意見交換ではなく、しっかりと協議の場を設けた上で、長期的な指針かつ法的な根拠のある港湾計画の改定について取り組むこと。
- 7 鹿児島空港の更なる利活用を進めていく上で、駐車場・バス等のアクセス問題、グランドハンドリングスタッフの更なる確保など様々な課題が山積している。鹿児島空港においても、空港の地域間競争が激化する中、30年先を見据えた取り組みが重要な課題である。特に隣県熊本空港が先行して、コンセッション方式の民営化や空港アクセス鉄道の整備に取り組んでおり、早急に長期的なビジョンの策定と具体的なアクションが求められる。
概ね10年を計画期間として令和元年に策定された「鹿児島空港将来ビジョン」は、直後に新型コロナウイルス感染症禍に見舞われたことで、前提となる航空業界を取り巻く環境が大きく変化したこともあり、中間年度となる令和7年度にビジョンのローリングもしくは全面改定などを行うこと。

危機管理防災局関係

- 1 原発政策は、過酷事故を日常的に想定し、訓練を実施すること。

ひとたび事故が起これば、奪われるのは県民の健康・生命と財産・暮らしである。規制委員会及び九州電力への安全要求の水準をより高くし、頻回の立ち入りや聞き取りなどの実施、説明責任のさらなる追求など、県民を守る県としての責任を果たすこと。また、原発に頼らない社会を構築するためにも、地産地消の再生可能エネルギーの普及や省エネ推進といった脱原発につながる政策を構築すること。

- 2 県地域防災計画において、地震・風水害時での避難手段及び避難所設置については、バリアフリーや感染症予防を盛り込んだ指針に改訂し市町村が主体として指針の整備を進めているが、被災しない場所への避難所設置や毛布・簡易ベッド、さらにはペット保護対策等について適切な対応ができる避難所となるよう支援・助言すること。

- 3 県が作成している「地震等災害被害予測調査」「津波浸水想定の設定」さらには市町村で作成しているハザードマップ等を活用した自主防災組織での訓練の実施など、県民の防災意識が高まる指導、助言を行うこと。

- 4 川内原発事故における避難については、放射性物質拡散状況などの情報を県民に速やかに提供すること。その際、福島原発事故では、45キロ圏内の飯舘村にも避難指示が出されたことを鑑みると、50キロ圏外への避難所設置を考えた避難計画を検討すること。また、自家用車での自主避難者について、PAZの住民もUPZの住民も一斉に避難した場合や国道267号線が渋滞や事故で通行できない場合のシミュレーションを考えること。また、複合的な最悪の事態を想定した訓練も行うこと。

- 5 南海トラフ巨大地震や桜島大噴火等の予想される自然災害に耐えうる県土づくりを進めること。特に避難計画等のソフト面の体制整備を市町村と共同し、進めること。

- 6 各市町村における消防職員の充足率向上に向けた対策を強く要請すること。また、消防学校における県職教官の数を増やすこと。そのための予算を確保すること。さらに、消防学校や航空センターに派遣している市町村職員の居住地や福利厚生関係費、手当等については、派遣職員に不利益がないよう県の責任で保障すること。消防学校の老朽化した機材の更新をさらに行うとともに、多様化・複雑化する災害に対応するための訓練施設の充実を図ること。

- 7 国の安全保障戦略において、我が県の位置づけは大変重要とされており、県内で馬毛島の工事、自衛隊基地の拡充や弾薬庫の整備が進んでいる。また、令和6年度日米共同統合演習（実動演習）が実施され、民間空港・港湾や基地での訓練が行われた。そのような訓練を安易に行なうことは周辺国を挑発し、緊張関係を高める。防衛は国の専管事項だが、県民の命と暮らしを守るのは、県の責任である。国に説明

責任を果たさせ、一層の外交努力をするよう要望すること。際限のない訓練や基地整備を止めるよう要望すること。オスプレイについては、県内での飛行の自粛を求める。また、県としても独自に近隣諸国と友好を深め、アジアの友好関係に寄与すること。

出 納 局 ・ 人 事 委 員 会 関 係

- 1 公契約における公共サービスの質の確保のために、昨今の物価高、燃料や資機材高騰など、契約期間中においても社会的状況の変化に適切に対応し事業継続ができるよう配慮すること。特に、最低賃金が上昇した場合には、賃金スライドの導入など適切な賃金水準が確保できるような制度を導入すること。
- 2 人事委員会制度は労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、人事院勧告や社会一般の情勢に加え、生計費、他県との均衡、離島異動、他の官公庁への出向などにも配慮した勧告を行うこと。特に、募集しても定員に満たない採用困難職種については、他県や民間の勤務労働条件等の実態を把握し、適切な勧告に努めること。
- 3 今年4月から始まった段階的な定年引上げにおいては、2年に1回、定年退職者がいない年があるため、2年を平準化して採用数を確保するなど人材確保・定員管理に心がけること。また、60代に適した職場のあり方についても研究・調査すること。
- 4 業務の遂行にあたっては、公用車の配置は必須であるが、走行距離が20万キロを超えた公用車も見受けられる。安全対策を徹底するとともに、定期的な更新に努めること。
- 5 本庁舎の改修に伴う支所や駐在所のあり方については、統廃合を前提とせず地元の意見や業務の遂行状況に鑑み、行政サービスの後退にならないよう検討すること。

教育委員会関係

- 1 教職員の確保及び労働環境の改善のために、「学校における業務改善アクションプラン」や令和6年8月の中央教育審議会答申、9月の文科省通知を踏まえ、授業時数の見直しや教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、地域移行への推進、ICTによる業務効率化等を進めること。「業務3分類」に係る業務の適正化を“業務削減”の視点もちらながら一層推進すること。
- 2 小中学校の給食費や県立高校の空調設備に係る経費、スクールバスの廃止等に伴う影響などによる保護者負担の軽減を図ること。あわせて今後の児童生徒の通学手段確保について公共交通の在り方も含め関係部署等と早急に検討すること。
- 3 鹿児島県特別支援学校教育環境改善推進協議会の検討事項だけでなく、希望する公立高校への特別支援教育支援員の配置、看護師の配置増、医療的ケア児の通学支援や特別支援学級の定員上限見直しなど、特別支援教育体制を確実に整えること。令和4年に国連勧告された“インクルーシブ教育の捉えなおし”も含めてシステムを構築し、「合理的配慮」の充実を図ること。
- 4 「通級指導」を必要とする児童生徒が増えているにも関わらず、指導を受けられない児童生徒や、指導を受けるための送迎の保護者負担など課題がある。巡回型通級指導教室開設のためのモデル事業を踏まえ、速やかに、必要な児童生徒が指導を受けられる体制を全市町村において整備すること。
- 5 高等教育への進学支援を充実させること。大学在学時奨学金返還支援基金事業や大学等入学時奨学金貸付事業の要件の緩和や定員増、また県独自で奨学金の利子を補填するなど支援メニューの充実を図ること。
- 6 子どもの自死や貧困・虐待、いじめ、不登校や行き渋りといった子どもたちが抱える問題に対応し、学校に行けない子ども達へのアウトリーチも必要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについてはさらに配置を充実させ、関係機関との連携を強化すること。
- 7 不登校や親が就労しているなど児童生徒の居場所の整備と学びの保障は急務である。校内スペシャルサポートルームの整備や放課後児童クラブへの運営支援、フリースクール等との連携、訪問学習支援やオンライン授業の配信など、体制を整備すること。
- 8 学校における子どもの権利を保障すること。すべての教育施策については、子どもの権利条約やこども基本法の理念を踏まえたものか検証した上で実施すること。

- 9 高等学校においても生徒一人1台のタブレットを全額県費で配備すること。また、高等学校の教職員の負担軽減を図るため、各高等学校及び各特別支援学校にICT支援員を配置すること。

警察本部関係

- 1 犯罪認知件数の増加が著しい。犯罪は複雑化・多様化しており、対応できる人材の質的・量的確保に努めること。同時に、近年女性職員が急増していることも踏まえて、働きやすい職場環境の整備に努めること。ハラスメント対策について防止とともに事後対策（被害者への寄り添い、再発防止など）に取り組むこと。女性幹部の登用については数値目標を定めるなど積極的な取組みを進めること。
- 2 特殊詐欺は令和5年の被害額が令和3年の14倍になるなど深刻である。いわゆる闇バイト問題には若者の貧困対策が必要だが、安易に手を染めることのないよう啓発活動に力を入れること。また、このような事案に巻き込まれた際に相談がしやすい体制を構築すること。背後には暴力団の組織的な関与もあるとされる。薬物事案とあわせ、組織犯罪対策を推進すること。
- 3 児童虐待やストーカー・DVや性暴力等の事案については、質的・量的な相談体制を整備すること。各種関係機関との連携強化に取り組むこと。相談者・被害者に寄り添った対応をすること。
- 4 事件の捜査においては、供述に頼らない捜査技術の向上を図ること。長時間の取調べの原則禁止など「取調べの適正化」を遵守し被疑者の人権に配慮した取調べを徹底すること。「取調べの可視化」を適切に運用し、県としても可視化の対象を拡大するよう努力すること。
- 5 交通の円滑化や事故防止のために、地域からの要望が強い横断歩道及び信号機の新設、ゾーン30など通学路の交通安全施設の整備促進を図ること。とりわけ、既存の横断歩道が摩耗するなどして視認性が悪化している白線が多く見受けられることから、維持管理及び補修には万全を期すこと。
- 6 犯罪被害者等支援について、見舞金・貸付金制度の導入の検討をすること。犯罪被害者支援センターについて、ボランティア支援活動員への手当、センターの人員確保、カウンセリングの充実、子どもの犯罪被害者についてのプレイセラピーの導入の検討など予算を拡充すること。
- 7 外国人観光客や外国人労働者等の事故や様々なトラブルに適切に対応するため、外国語対応や文化などに配慮した体制の整備を行うこと。
- 8 高齢者講習制度の法改正に応じた県民周知に努めること。また、自動車学校や教習所が少なく繁忙期（年末から年度末）には高齢者講習の予約が困難となる地域がある。県警での受入を強化するなど、予約がスムーズにできるよう対応すること。

9 この間、警察職員による不祥事が続き、令和6年8月2日に「鹿児島県警において発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策について」が示された。しかし、個別の非違事案に係る原因分析が不十分である。加えて、10月31日に不適切な処理として処分の発表があった、被害者への相談対応や事件処理の防止策、警察職員による不祥事が生じた際の迅速な対応策が不十分であることから、本会議と総務警察委員会での指摘を踏まえてあらためて精査し、改正版を早期に示すこと。

また、再発防止の取組みの進捗状況について県議会から照会がある際は、すみやかに情報提供に努めること。

10 鹿児島県警の情報公開の取組みが、他府県にとっての先進事例となるよう推進すること。

11 道路交通法の改正により、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされたことを踏まえ、同改正内容の普及啓発について、適切に予算化すること。

